

会津若松地方広域市町村圏整備組合工事等入札参加停止措置基準

(平成 27 年 7 月 23 日決裁)

会津若松地方広域市町村圏整備組合工事等入札参加停止措置基準（平成 17 年 3 月 30 日決裁）の全部を改正する。

(工事等の定義)

第 1 条 この基準において「工事等」とは、工事又は製造の請負、業務の委託、物品の買入れその他の業務をいう。

(入札参加停止)

第 2 条 有資格業者（会津若松地方広域市町村圏整備組合競争入札参加資格及び審査等に関する規程（平成 18 年会津若松地方広域市町村圏整備組合告示第 11 号）第 5 条に規定する入札参加資格者名簿に登載されている者をいう。以下同じ。）が別表第 1 及び別表第 2 の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる入札参加停止事由のいずれかに該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

2 前項の規定により入札参加停止を行う場合において、当該入札参加停止について責めを負うべき有資格業者である下請負人があることが明らかになったときは、当該下請負人について、元請負人の入札参加停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せて行うものとする。

3 共同企業体について入札参加停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに入札参加停止について責めを負わないと認められるものを除く。）について、当該共同企業体の入札参加停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を併せて行うものとする。

4 入札参加停止業者を構成員に含む共同企業体については、当該入札参加停止期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、入札参加停止を行うものとする。

(入札参加停止期間の特例)

第 3 条 有資格業者の行為が、別表各号の入札参加停止事由の 2 以上に該当したときは、当該各号に定める入札参加停止期間の短期及び長期の最も長いものをもって、それぞれ当該入札参加停止期間の短期及び長期とする。

2 有資格業者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合における入札参加停止期間の短期は、それぞれ別表各号に定める短期の 2 倍（当初の入札参加停止期間が 1 か月に満たない場合にあつては、1.5 倍）の期間とする。

(1) 別表第 1 各号又は別表第 2 各号の入札参加停止事由に係る入札参加停止期間満了後

- 1 か年を経過するまでの間（入札参加停止期間中を含む。）にそれぞれ別表第1各号又は別表第2各号の入札参加停止事由に該当することとなったとき。
- (2) 別表第2第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの入札参加停止事由に係る入札参加停止期間の満了後10か年を経過するまでの間に、それぞれ同表第1号から第3号まで又は第4号から第9号までの入札参加停止事由に該当することとなったとき（前号に掲げる場合を除く。）。
- 3 有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があるため別表各号に定める入札参加停止期間の短期より短い期間を定め入札参加停止を行う必要があるときは、当該入札参加停止期間の短期の2分の1まで短縮することができる。
- 4 有資格業者について極めて悪質な事由があるため又は極めて重大な結果を生じさせたため別表各号に定める入札参加停止期間の長期を超える期間を定め入札参加停止を行う必要があるときは、当該入札参加停止期間の長期の2倍まで延長することができる。
- 5 入札参加停止期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、第3条第1項から第4項まで、第4条及び第6条第2項に定める期間の範囲内で入札参加停止期間を変更することができる。
- 6 入札参加停止中の有資格業者が当該事案について責めを負わないことが明らかとなったときは、当該有資格業者について入札参加停止を解除するものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する入札参加停止期間の特例）

第4条 第2条第1項の規定により入札参加停止を行う際に、有資格業者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）違反等の不正行為により次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、入札参加停止期間を加重するものとする。

- (1) 談合情報を得た場合又は組合職員が談合があると疑うに足りる事実を得た場合で、有資格業者が談合の事実を否認していたにもかかわらず、当該事案について、別表第2第5号、第7号又は第9号に該当したとき。
- (2) 別表第2第4号から第9号までに該当する有資格業者（その役員又は使用人を含む。）について、独占禁止法違反に係る確定判決若しくは確定した排除措置命令若しくは課徴金納付命令又は公契約関係競売等妨害（刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第1項に規定する違法行為をいう。以下同じ。）若しくは談合（同条第2項に規定する違法行為をいう。以下同じ。）に係る確定判決において、当該独占禁止法違反又は公契約関係競売等妨害若しくは談合の首謀者であることが明らかになったとき。
- (3) 別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があったとき。
- (4) 入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第3条第4項に基づく調査の結果、入

札談合等関与行為があり、又はあったことが明らかとなったときで、当該関与行為に関し、別表第2第4号又は第5号に該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

- (5) 組合又は他の公共機関の職員が、公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたときで、当該職員の容疑に関し、別表第2第6号から第9号までに該当する有資格業者に悪質な事由があるとき。

(入札参加停止の公表)

第5条 この基準により入札参加停止を行ったときは、次に掲げる事項を組合のホームページに掲載し、公表するものとする。

- (1) 商号又は名称
- (2) 代表者氏名
- (3) 事業所の所在
- (4) 入札参加停止期間
- (5) 入札参加停止理由

(入札参加停止には至らない事由に関する措置等)

第6条 組合が発注する工事等（以下「組合発注工事等」という。）に関し、有資格業者が別表各号の入札参加停止事由に至らないが必要があると認めるときは、当該有資格業者に対し、書面又は口頭により警告又は注意の喚起を行うことができる。

- 2 前項の規定により警告を受けた有資格業者に対し、別表第2第15号の入札参加停止事由に係る入札参加停止を行った後、同一行為が同号以外の入札参加停止事由に該当するに至った場合は、同号以外の事由により入札参加停止を行うことができる。ただし、この場合の入札参加停止期間は、同号により課した入札参加停止期間を除いた期間とする。

(基準によりがたい場合)

第7条 前項までの規定に定めるもののほか、この基準によりがたい場合は、組合入札契約審査会において審議するものとする。

(入札参加停止の通知)

第8条 有資格業者の入札参加停止等の措置を決定したときは、当該有資格業者に対し、その旨を通知するものとする。ただし、通知する必要がないと認める相当の理由があるときは、これを省略することができる。

(制限付一般競争入札への参加の制限)

第9条 入札参加停止中の有資格業者について、組合が発注する制限付一般競争入札の入札日時点において当該入札参加停止期間を満了していない場合には、当該入札への参加

資格を付与しない。

(指名競争入札の指名の制限)

第 10 条 入札参加停止中の有資格業者を、工事等の契約に当たり指名してはならない。

- 2 指名通知日から入札日までの間において、別表各号に掲げる入札参加停止事由のいずれかに該当したときは、当該指名を取り消すものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第 11 条 入札参加停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方としてはならない。ただし、やむを得ない事由があり、あらかじめ管理者の承認を受けたときはこの限りでない。

(下請等の禁止)

第 12 条 入札参加停止期間中の有資格業者が、組合発注工事等を下請し、又は受託することを承認してはならない。また、入札参加停止期間中の有資格業者が、組合発注工事等の契約保証人となることを承認してはならない。

(その他)

第 13 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 有資格業者が、この基準の施行の前にした行為により別表各号に該当することとなる時の入札参加停止の期間の適用については、なお従前の例による。

別表第1 事故等による基準

入札参加停止事由	期 間
<p>(虚偽記載)</p> <p>1 組合発注工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において競争入札参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(工事成績不良)</p> <p>2 組合が発注する工事の施工等に当たり、工事成績不良で工事の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p>
<p>(過失による粗雑工事等)</p> <p>3 組合発注工事等の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき。</p> <p>4 組合構成市町村内における工事等で、前号に掲げるもの以外のもの（以下「一般工事等」という。）の施工等に当たり、過失により工事等を粗雑にした場合において、かしが重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>
<p>(契約違反)</p> <p>5 第2号に掲げる場合のほか、組合発注工事等の施工等に当たり、契約に違反し、工事等の契約の相手方として、不相当と認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2週間以上4か月以内</p>
<p>(公衆損害事故)</p> <p>6 組合発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えたと認められるとき。</p> <p>7 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、公衆に死亡者若しくは負傷者を生じさせ又は損害を与えた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上6か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上3か月以内</p>

入札参加停止事由	期 間
<p>(工事等関係者事故)</p> <p>8 組合発注工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたときと認められるとき。</p> <p>9 一般工事等の施工等に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事等関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から2週間以上4か月以内</p> <p>当該認定をした日から2週間以上2か月以内</p>
<p>(倒産等)</p> <p>10 有資格業者が倒産状態に陥り又は経営状態が極めて不安定となる等工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から経営状態が安定したと認められる日</p>

別表第2 贈賄及び不正行為による基準

入札参加停止事由	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が組合の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認められるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。)</p> <p>(2) 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時工事等の契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で(1)に掲げる者以外のもの(以下「一般役員等」という。)</p> <p>(3) 有資格業者の使用人で(2)に掲げる者以外のもの(以下「使用人」という。)</p> <p>2 次の(1)、(2)又は(3)に掲げる者が組合構成市町村内の他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p> <p>3 代表役員等又は一般役員等が組合構成市町村外の他の公共機関(ただし、一般役員等の場合は、北海道・東北各県の地域内に限る。)の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p> <p>逮捕又は公訴の提起を知った日から</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反)</p> <p>4 業務に関し独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)</p> <p>5 組合発注工事等に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し、契約の相手方として不相当と認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>2か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p>

入札参加停止事由	期 間
<p>(公契約関係競売等妨害又は談合)</p> <p>6 一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>7 組合発注工事等に関し、一般役員等又は使用人が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>8 代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき（次号に掲げる場合を除く。）。</p> <p>9 組合発注工事等に関し、代表役員等が公契約関係競売等妨害又は談合の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p>	<p>逮捕又は公訴の提起を知った日から 2か月以上12か月以内</p> <p>逮捕又は公訴の提起を知った日から 3か月以上12か月以内</p> <p>逮捕又は公訴の提起を知った日から 3か月以上12か月以内</p> <p>逮捕又は公訴の提起を知った日から 4か月以上12か月以内</p>
<p>(建設業法違反)</p> <p>10 組合発注の工事に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>11 一般工事等に関し、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 2ヶ月以上9ヶ月以内</p> <p>当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>12 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>13 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、代表役員等が禁こ以上の刑にあたる犯罪により公訴を提起され、又は禁こ以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p> <p>14 入札執行事務に関して秘密とされている情報について聞き出す行為をし、工事等の契約の相手方として不適当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から 24か月以内</p>

入札参加停止事由	期 間
<p>15 組合発注工事等に関し、入札参加停止事由に至らないが、組合から警告を発せられたとき。</p> <p>(1) 1回目の警告が発せられた日から5年以内に2回警告を発せられたとき。</p> <p>(2) 1回目の警告が発せられた日から5年以内に3回警告を発せられたとき。</p> <p>(3) 1回目の警告が発せられた日から5年以内に4回以上警告を発せられたとき。</p>	<p>2回目の警告を発せられた日から1か月</p> <p>3回目の警告を発せられた日から3か月</p> <p>4回目の警告を発せられた日から6か月</p> <p>4回目以降の警告を発せられた日からその都度6か月</p>
<p>(暴力団関係)</p> <p>16 次に掲げる事由のいずれかに該当するものとして警察等関係行政機関から通報等があり、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>(1) 有資格業者が、会津若松地方広域市町村圏整備組合発注工事等からの暴力団排除措置要綱（平成20年1月29日決裁）第3条で規定する排除措置対象者（以下「排除措置対象者」という。）であることを知りながらこれを下請負の相手方としたとき。</p> <p>(2) 有資格業者が、組合発注工事等の契約を履行するに当たり、排除措置対象者であることを知りながら、当該対象者から資材、原材料等を購入し、又は当該対象者の保有する産業廃棄物処理施設を使用したとき。</p> <p>(3) 有資格業者が、入札及び契約の履行に際し、排除措置対象者から不当な介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を組合及び警察に届け出なかったとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>12か月以内</p> <p>12か月以内</p> <p>2週間</p>